

○香美市猫の不妊去勢手術等推進補助金交付要綱

令和2年3月25日

告示第57号

(趣旨)

第1条 この告示は、動物の愛護及び管理についての理解を深め、飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫を無くすとともに、市民の良好な生活環境を保持するため、猫への不妊去勢手術等に要する費用に対し、予算の範囲内において香美市猫の不妊去勢手術等推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香美市補助金交付規則（平成18年香美市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 猫 香美市内で生息する猫のうち、補助対象者が飼育している猫又は飼い主のいない猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 香美市内で生息する猫のうち、所有者若しくは占有者（動物の飼育又は保管をする者）のいない猫をいう。
- (3) 不妊去勢手術等 雌猫に対する卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術、雄猫に対する睪丸摘出手術並びに手術済みであることを示すための耳先端部へのV字カットを実施することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 飼い猫を所有又は飼い主のいない猫を飼養管理していること。
- (4) 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第2条第2項第5号に規定するいずれにも該当しないこと。
- (5) 補助金の交付は、市が犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票交付事務委託契約を締結している高知県獣医師会に属する動物病院等で実施する不妊去勢手術等に対して行うものとする。

(補助対象猫)

第4条 補助事業の対象となる猫（以下「補助対象猫」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 香美市内に生息すること。
- (2) 香美市地域猫活動支援補助金を受けていないこと。

(3) 営利を目的に所有又は飼養管理していないこと。

(補助金額)

第5条 補助金額は、予算の範囲内において交付するものとし、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費で、1匹当たりの不妊去勢手術等につき15,000円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするとき補助対象者は、補助対象猫の当該不妊去勢手術等の完了した日の属する年度の3月31日までに、香美市猫の不妊去勢手術等推進補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象猫の不妊去勢手術等の費用に係る領収書

(2) 市税等の滞納がないことを証明する書類又は同意書(様式第2号)

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、香美市猫の不妊去勢手術等推進補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するとともに補助金を交付するものとし、適当でないと認めたときは、香美市猫の不妊去勢手術等推進補助金交付申請却下決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。)は、自身が飼養管理する飼い主のいない猫について、トイレの設置、餌の適正な管理等、周辺環境の美化を図るとともに、近隣住民の理解を得るよう努めなければならない。

3 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 交付決定者は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、香美市猫の不妊去勢手術等推進補助金交付請求書(様式第5号)により、市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第12条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第79—2号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日告示第60号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第78号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。